

協会だより

NO.

かながわ健康支援セミナー

01

成果を上げるための保健指導のポイント ～第4期特定健診・保健指導を踏まえて

2023年度第3回かながわ健康支援セミナー（主催・当協会）が、12月13日（水）にオンラインにて開催されました。

今回は「成果を上げるための保健指導のポイント～第4期特定健診・特定保健指導を踏まえて」をテーマに、国立病院機構京都医療センター 臨床研究センター予防医学研究室 室長の坂根直樹氏に講演いただきました。企業の産業医や保健師ら185名が参加しました。

2024年度からはじまる第4期特定健診・特定保健指導の変更点や成果を上げる保健指導のポイントを解説していただきました。

対象者の変化を重視する「アウトカム評価」

特定健診の主な変更点として、喫煙・飲酒に関わる質問の選択

肢の細分化や、食事の影響を受けやすい中性脂肪の随時の基準175mg/dLが追加されたことが挙げられますが、中でも注目すべき変更点は特定保健指導の「アウトカム評価」の導入です。主要達成目標「腹囲2cm・体重2kg減」をクリアできたら終了とするものです。また生活習慣の改善など行動変容や初回面接の分割実施も評価項目に追加されました。

「事前準備」で信頼関係を確立

特定保健指導のスキルアップの一つとして大切なのは「事前準備」です。標準的な質問票や健診結果をもとに対象者の生活習慣をイメージし、それに合った教材・動機付けの切り口を考えておくと、スムーズに保健指導を進められます。保健指導実施者が指導内容をよく

理解し、イラストや数値、関連エピソードを加えて話すことで説明力の向上につながります。

性格タイプに合うアプローチ法を

対象者との信頼関係を確立するためにも、質問に答えられるよう準備をしておくことも重要です。対象者の行動変容が停滞してしまったときには、アプローチ法を変えてみる必要があります。

一例として、性格タイプを外向的・内向的、論理型・感情型の4つに分類した性格タイプ別のアプローチ法です。対象者のタイプに合わせて方法を変えることで、指導の幅を広げることができます。

Webにて全文を公開中



フォトコンテスト 最優秀作品

NO.

ピンクリボンかながわ

02

ピンクリボンライトアップ 2023 in かながわ フォトコンテスト入賞作品発表

ピンクリボンかながわは、2023年10月1日～31日の間、乳がんの早期発見・早期治療の重要性を啓発するため「ピンクリボンライトアップ 2023 in かながわ」を開催しました。神奈川県内6エリア54か所をピンクリボン運動の象徴であるピンク色の光で照らしました。今

回初めて「フォトコンテスト」を実施し、159点の応募作品の中から最優秀賞をはじめ特別賞、協賛団体賞、ベストエリア賞など19点の入賞作品をホームページで公開しています。

Webにて全文を公開中



協会の 感染症対策について

当協会は、新型コロナウイルス感染症対策として、健康診断に訪れる皆様が安心して受診いただけるように、検査機器等の定期的な消毒、室内の換気、職員の健康管理やマスク着用などを引き続き実施してまいります。



神奈川県予防医学協会は、「横浜健康経営認証」クラスAAA認証事業所です。



予防医学を「日常」に――。

健康かながわ

SPRING 2024
2024年4月15日発行 第643号

発行人／根本克幸
発行所／公益財団法人神奈川県予防医学協会
〒231-0021
横浜市中区日本大通58 日本大通ビル
☎ 045-641-8501 (代表)
✉ kenkana@yobouigaku-kanagawa.or.jp

編集・制作 日祐株式会社

「健康かながわ」は
当協会ホームページからも
ご覧いただけます。



<https://www.yobouigaku-kanagawa.or.jp>

次号 健康かながわ
644号は2024年

7月15日

発行予定です

NO.

03

かながわ健康支援セミナー

職場における化学物質管理と産業保健との接点

2023年度第4回かながわ健康支援セミナー(主催・当協会)が、1月16日(月)にオンラインにて開催されました。

今回は「職場における化学物質管理と産業保健との接点」をテーマに労働安全衛生総合研究所 山本健也氏に講演いただきました。企業の産業医や保健師ら164名が参加しました。

労働安全衛生法の改正が全面施行され、従来の法令遵守を重視する対策から、事業者が危険性・有害性の情報を基にリスクアセスメントをおこない、自律的なリスク低減対策を実施する方向へ転換し

ました。

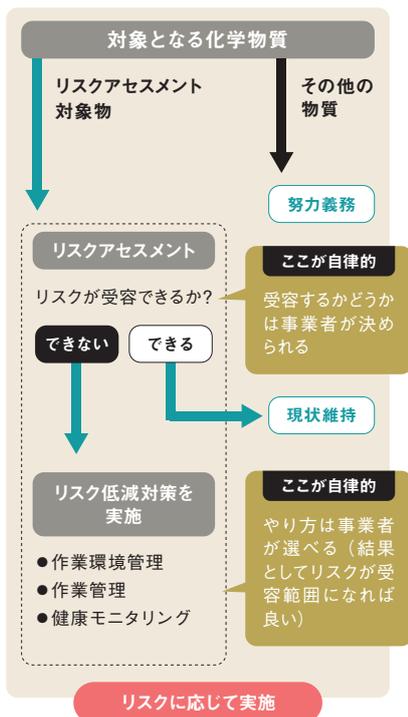
「リスクアセスメント 対象物健康診断」の準備

リスクアセスメントの方法は、「実測」と「推定モデル」があり、新しいツールも開発されています。リスク低減対策法は従来通り「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」ですが、その選択は事業者の自律的判断です。事業者は、化学物質による健康影響の確認のため、労働者の意見を聴き、必要な健康診断をおこない、必要な措置が求められます。この「リスクアセスメント対象物健康診断」は、事業者が必要と認めた場合の第3項健診と、速やかに実施する第4項健診があり、化学物質のSDS(安全データシート)から有害性を把握し健診項目を検討します。

職場として「自律的な管理」をおこなう組織力を高めることが重要

産業保健職は職場への助言、指導をする立場であり、リスクアセスメントの実務を直接担うことはかえって職場の自律性を損なうことが懸念されるため注意が必要です。取り組みへの支援が、組織力を高めることにつながります。

【これからの化学物質管理】



Webにて全文を公開中

